

令和6年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和6年3月13日（水）
開会 午前9時30分 閉会 午前10時55分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長補佐 椋平 哲朗 生涯学習課長 安達 純
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
- (1) 議案第24号 令和6年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
- (2) 議案第25号 京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について
- (3) 議案第26号 京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について
- (4) 議案第27号 京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について
- (5) 議案第28号 京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について
- (6) 議案第29号 京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の制定について
- (7) 議案第30号 京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について
- (8) 議案第31号 京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について
- (9) 議案第32号 京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の一部改正について
- (10) 議案第33号 京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について
- (11) 議案第34号 2024年度北丹陸協はごろもクラブ活動実施事業の開催に係る後援について
- (12) 議案第35号 2024年度北丹陸協長距離記録会（第1回・第2回）の開催に係る後援について
- (13) 議案第36号 2024年度北丹陸協小学生記録会の開催に係る後援について
- (14) 議案第37号 令和6年度京都府グラウンド・ゴルフ協会 丹後・与謝ブロック交歓大会の開催に係る後援について
- (15) 議案第38号 SUP2024 ジャパンオープン兼 JCF 日本代表選手選考会の開催に係る共催について
- 7 その他
- (1) 諸報告
- ① 「共催」・「後援」に係る2月、3月期承認について

(2) 各課報告

- ① 3月学校行事予定について
- ② 3月保育所・こども園行事予定について
- ③ 3月生涯学習課行事予定について
- ④ 京丹後市地域学習副読本【初版】について

8 会 議 録 別添のとおり (全22頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和6年4月8日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 関 美幸

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
- 教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝
- 子ども未来課長補佐 棕平 哲朗 生涯学習課長 安達 純
- スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和6年 第5回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

いよいよ令和5年度も残りわずかとなりました。特に学校園所では授業日も残り10日前後となりましたが、新型コロナはほぼ広がりやが抑えられているものの、インフルエンザが依然小中学校では広がりを見せており、今週に入ってもいくつかの小中学校で学級閉鎖等の対応をしているところです。

さて、本市教育委員会のグローバル人材育成プログラムの中でも、最も時間をかけ、予算をかけ進めてきています「中学生の海外派遣事業」ですが、約半年をかけて事前研修を行ってきまして、昨日の第7回目が最終となり、いよいよ3月16日土曜日朝には、市内中学校の15名の中学2年の生徒たちが、ニュージーランドのニュープリマスに向けて出発することとなります。新型コロナの影響が長引いたことにより、実に実施が5年ぶりとなります。しかも協力いただいていた現地の学校の事情等もあり、ニュープリマスでの海外派遣事業は、今回が最後となります。

これまで本市の子どもたちを温かく迎えていただき、現地及び現地校での貴重な経験を後押しいただきましたスポーツウッド・カレッジ関係者の皆様、とりわけスマザース・玲子様にご心より感謝申し上げます。

なお、来年度以降は、現在議会でその予算について審議いただいているところですが、派遣生徒を増員し、オーストラリアのパスでの実施に向け準備を進めているところです。

本日は、「令和6年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」をはじめ、15議案の審議を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

なお、教育長動静ですが、2月28日開催の教育委員会第4回2月臨時会において報告していますので、3月定例会では省略させていただきます。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
関委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。
議案第24号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第24号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第24号について承認)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

<松本教育長>

次に、議案第25号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第25号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」を説明させていただきます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

当該規則は、教育委員会事務局及び学校等の職員の補職名について定めているものですが、現在、当該規則第2条に補職名の定めがない、「参事」を、令和6年4月1日より、1名配置する予定であることから、第2条に「参事」を加えるものです。

なお、当該職員は、今年度行いました「京丹後市の新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会」のまとめに係るプロジェクトを実行していくため、官民の協業等の経験を有し、外部を巻き込んだプロジェクト等の実行に豊富な知見、経験を有する民間企業からの人材の派遣を受け入れるもので、学校教育課に配置する予定としています。

附則として、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第25号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第25号「京丹後市教育委員会職員補職名規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第26号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

議案第26号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」を説明させていただきます。

共同学校事務室については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校の事務職員の事務処理の標準化、効率化、校務運営への参画の促進等のため学園単位で6か所設置しています。

来年度、弥栄学園が1中学校1小学校の計2校となることから、さらなる事務処理の標準化、効率化を図るため、丹後と弥栄の共同学校事務室を統合し、「丹後・弥栄学園共同学校事務室」とするため、所要の改正を行うものです。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第2のとおり、「丹後学園共同学校事務室」及び「弥栄学園共同学校事務室」を「丹後・弥栄学園共同学校事務室」としています。

附則として、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第26号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第26号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第27号「京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

議案第27号「京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、就学援助及び就学奨励の認定を申請する保護者の利便性の向上を図ることを目的として、オンラインの申請を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

申請者が学校または教育委員会に直接申請書を提出する従来の申請方法に加え、来所が不要で、24時間いつでもスマートフォンやパソコンから申請を行うことができるよう、規則第8条第2項の次に3項として、「前2項の規定にかかわらず、第3条に規定する援助の対象者の認定を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者は、京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により教育委員会に申請を行うことができる。」を加えています。

附則として、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第27号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第27号「京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第28号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

議案第28号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」を説明させていただきます。

学校に通いにくい児童生徒のための支援を行うため、教育支援センターを設置し、体制強化を図りながら社会的自立に向けた支援を各学校と連携しながら一体的に進めているところです。

通所児童生徒の実態や近隣市町の教育支援センターなどの開設状況を踏まえ、支援をさらに充実させるために所要の改正を行うものです。

それでは、5ページの新旧対照表をご覧ください。

通所児童生徒の実態に合わせて、第4条第3項中「午後2時」を「午後3時」へと改めます。また、昨年度の一部改正の内容に合わせて、様式第1号中の文言を改正案のとおり改めています。

附則として、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第28号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第28号「京丹後市教育支援センター設置規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第29号「京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

議案第29号「京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の制定について」を説明させていただきます。

本要綱は、京丹後市学校適正配置基本計画及び同計画で定める実施方針に基づき、閉校・開校する学校の歴史や伝統を活かした地域づくりを支援するため、記念誌を発行しようとする校区の住民組織に対し、その負担を軽減するために必要な費用を補助するものです。

それでは、2ページの別記をご覧ください。

第3条、第4条の補助の内容についてですが、校区内の市広報誌の配布数を補助対象冊数の上限として、1冊当たりの単価の3分の2以内の額を補助対象としています。ただし、1冊当たりの補助金は1,500円を上限としています。

今回、吉野小学校区の住民組織が、令和6年度に閉校記念誌の発行を予定されていることから、令和6年4月1日から学校適正配置計画の終期の1年後である令和14年3月31日までを、本要綱の有効期間としています。

なお、前計画である京丹後市学校再配置基本計画に合わせて、同様の補助金要綱を制定して記念誌の発行に対して補助を行っていましたが、再配置計画の終了に合わせて補助金要綱の有効期間を設定していたため、一旦廃止となっていました。改めて京丹後市学校適正配置基本計画を策定して策定したことと、今回吉野小学校閉校記念誌の発行希望に基づきまして、再度要綱を制定するものです。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第29号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

2つ質問します。経費のことですが、印刷及び製本に要する経費と書いてありますが、例えば市内の業者に限定するとか、そういった取り決めとかは別に考えてないということですか。

〈川村学校教育課長〉

市内の業者さんに発注していただくことが望ましいとは思いますが、市外の業者さんで発注されても対象とすることとしています。

〈野木委員〉

市外のほうが安く上がるという事例はたくさんあるので当然かなとは思いますが、情情的には市内の業者を使ってほしいということも思いましたので質問しました。

それともう1点は、説明があったか分かりませんが、令和14年3月31日までという期限を設ける意味合いというのは、先ほど説明を受けましたかね。

〈川村学校教育課長〉

はい。現行の適正配置基本計画の終期がありますので、そこから1年後をこの要綱の終期としています。

〈松本教育長〉

そのほか御質問、御意見等がございましたらお願いします。

それではお諮りをいたします。

議案第29号「京丹後市立学校記念誌発行補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第30号「京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

議案第30号「京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

京丹後市の学校教育活動等における児童及び生徒に対し、適切な支援を行うため、専門的な知識を有する者を教育相談員として設置しています。当該教育相談事業における事務等について、児童、生徒等に対し適切な支援を行うという実態に合わせるため、所要の改正を行うものです。

それでは、4ページの新旧対照表をご覧ください。

改正箇所が多いため、主要な箇所について御説明をさせていただきます。

初めに、第1条及び第2条に規定されている教育相談事業の趣旨等について、「児童及び生徒の問題行動等に対処する」を「児童、生徒の問題行動等に対し適切な支援を行う」に、「学習や心身に問題をもつ」を「学校生活、心身の発達等に悩みを持つ」などにしています。

また第4条、第6条に規定されている相談内容及び教育相談員に求める知識等について、「心身の障害」を「心身の発達」に、また「性格及び行動に関すること」を「いじめ、不登校に関すること」に、また「家庭教育」を「家庭における養育上の課題」などにしています。

また第5条の相談日時については、「午前9時から午後5時」を「午前8時30分から午後5時15分」にしています。

附則として、令和6年3月13日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第30号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。
議案第30号「京丹後市教育相談事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第31号「京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

議案第31号「京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について」を説明させていただきます。

学校評議委員については、学校が保護者等の意向を把握・反映して開かれた学校運営を推進するため、小学校及び中学校に設置していますが、当該規定における定義を明確にするため、所要の改正を行うものです。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

「保護者」の次に「(当該学校に在籍する児童生徒の保護者をいう。以下同じ。)」を加えています。

また、こども部の設置に伴い、子ども未来課の所管部署である「、認定こども園(学校部分に限る。)」を削除しています。

附則として、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第31号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第31号「京丹後市立学校評議員設置規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第32号「京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<川村学校教育課長>

議案第32号「京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の一部改正について」を説明させていただきます。

保幼小中一貫教育研究推進協議会は、就学前から義務教育期間を通じた計画的かつ系統的な教育を行う保幼小中一貫教育を推進し、幼児及び児童生徒の生きる力の育成を図ることを目的に設置しており、さらにその中に専門部会を設置し、具体的な事項について調査研究を行っています。

この専門部会の名称について、実態に合わせ所要の改正を行うとともに、推進協議会要綱の改正時に生じた条ずれに伴い引用条文の整理等を行うため所要の改正を行うものです。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、第1条から第3条及び第5条で引用している推進協議会要綱「第7条」を「第8条」とし、引用する推進協議会要綱の条ずれを改正しています。

また、第2条の専門部会の名称「学校運営部会」を「学園運営部会」としています。

また第4条の部員の任期について、「2年」を「2年以内」としています。

附則として、令和6年3月13日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第32号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第32号「京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第33号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第33号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について」を説明させていただきます。

京丹後市スポーツのまちづくり推進本部は、スポーツを通じた京丹後市の活性化を、全庁的に推進するために、市役所内に設置しているものですが、今回、京丹後市組織条例の改正により、令和6年4月1日より、市長部局にこども部を設置することに伴い、当該設置規程について所要の改正を行うものです。

3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、推進本部の組織を定める第3条第5項の中に「、こども部長」を加えるものです。

附則にて、施行日は令和6年4月1日としています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第33号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第33号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第34号「2024年度北丹陸協はごろもクラブ活動実施事業の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第34号「2024年度北丹陸協はごろもクラブ活動実施事業の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

本事業は、部活動の地域移行に向けた受け皿となり得る競技団体として、中体連・高体連の専門部とも連携し、中学・高校の部活動を受入れる場をモデル的に創設して、北丹陸上競技協会が対応できる可能性を検証し、あわせて、域内の小学生陸上教室にも場を開放して小学生・中学生・高校生が同一の時間、場所で練習する機会を創出し、児童・生徒の競技力向上や陸上競技の普及・発展に寄与するものです。

内容は、希望する小学生、中学生、高校生等に対し、陸上競技の練習機会を提供するものです。

開催日時は、令和6年5月6日月曜日、6月8日土曜日、7月15日月曜日、8月24日土曜日、9月23日月曜日の5回で、いずれも午前8時30分から正午まで。開催場所は京丹後はごろも陸上競技場です。参加人数は各回150人を予定しています。

主催者は北丹陸上競技協会、申請者は同会長 谷口正郎 氏です。

本事業が、広く市民福祉の向上に寄与することから後援承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第34号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

部活動は放課後にするものだという認識をしていたのですが、この計画では、5回中、月

曜日が3回あります。しかも午前8時半から正午までという時間設定がしてありますが、これは授業時間のときに、こういったことをするという認識でよいのでしょうか。

<下戸スポーツ推進室長>

この月曜日は祝日になっていると思います。全て祝日の日に設定をされています。

<松本教育長>

基本、土日と同じ扱いということですね。

<下戸スポーツ推進室長>

はい。

<松本教育長>

これがいわゆる休日の部活動の地域移行というあたりのところでご検討いただいて、陸上からまず取組みをしていただくということになっているようです。

よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第34号「2024年度北丹陸協はごろもクラブ活動実施事業の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第35号「2024年度北丹陸協長距離記録会(第1回・第2回)の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第35号「2024年度北丹陸協長距離記録会(第1回・第2回)の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

本事業は、陸上競技の普及と競技力向上を目的に、陸上競技の長距離記録会を開催し、参加選手の結果記録を公認するものです。

開催日時は、第1回が4月20日土曜日、第2回が5月25日土曜日で、いずれも午前8時30分から正午までとなっています。開催場所は京丹後ほごろも陸上競技場で、参加資格は府内外在住の中学生以上で、参加人数は各回120人を予定しています。

主催者は一般財団法人京都陸上競技協会、北丹陸上競技協会、申請者は北丹陸上競技協会会長 谷口正郎 氏です。

本事業が、広く市民福祉の向上に寄与することから後援承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第35号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第35号「2024年度北丹陸協長距離記録会(第1回・第2回)の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第36号「2024年度北丹陸協小学生記録会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第36号「2024年度北丹陸協小学生記録会の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

本事業は、小学生を対象とした陸上競技の普及と競技力向上を目的に、陸上競技記録会を開催し、参加選手の結果記録を公認するものです。

開催日時は、5月19日日曜日、午前11時から午後5時まで。開催場所は京丹後ほごろも陸上競技場で、参加資格は府内外在住の小学生です。参加人数は150人を予定しています。

主催者は一般財団法人京都陸上競技協会、北丹陸上競技協会、申請者は北丹陸上競技協会会長 谷口正郎 氏です。

本事業が、広く市民福祉の向上に寄与することから後援承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第36号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第36号「2024年度北丹陸協小学生記録会の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第37号「令和6年度京都府グラウンド・ゴルフ協会 丹後・与謝ブロック交歓大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第37号「令和6年度京都府グラウンド・ゴルフ協会 丹後・与謝ブロック交歓大会の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

本事業は、グラウンド・ゴルフを通して協会相互の交流と親睦を図り、あわせてプレーとマナーの向上を目指すことを目的に、開催するものです。丹後・与謝ブロック内10協会が輪番制で会場を持ち回りし、年1回交歓大会を実施しています。

開催日時は、10月31日木曜日、午前9時から午後4時まで。開催場所は峰山途中ヶ丘公園で、参加者は京丹後市、宮津市、加悦、野田川、伊根町在住者で、290人を予定しています。参加料は1人500円となっています。

主催者は京都府グラウンド・ゴルフ協会 丹後・与謝ブロック、申請者は同ブロック長 久下純一 氏です。

本事業が、広く市民福祉の向上に寄与することから後援承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第37号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第37号「令和6年度京都府グラウンド・ゴルフ協会 丹後・与謝ブロック交歓大会

の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第38号「SUP2024ジャパンオープン兼JCF日本代表選手選考会の開催に係る共催について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第38号「SUP2024ジャパンオープン兼JCF日本代表選手選考会の開催に係る共催について」を説明させていただきます。

本事業は、久美浜町浜公園（久美浜湾カヌー競技場）において2027年実施予定のワールドマスターズゲームズカヌーマラソン競技の大会運営に備え実施するとともに、大会を通じ、市の魅力を市外へ広く発信し、参加者と市民の交流を図り、市の活性化を図ることを目的に実施するものです。

内容は、SUPのスプリントレース、ディスタンスレース、テクニカルレースを行うものです。

開催日時は4月13日土曜日と14日日曜日で、開催場所は久美浜湾カヌー競技場、参加者は300人を予定しています。

主催者は、ワールドマスターズゲームズ2027関西丹後市実行委員会、公益社団法人日本カヌー連盟、申請者はワールドマスターズゲームズ2027関西丹後市実行委員会、会長 中山 泰 氏です。

本事業が、広く市民福祉の向上に寄与することから共催承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第38号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

今説明いただきました中に、目的として京丹後市の魅力を市内外へ広く発信とか、参加者と市民の交流を図るとか書いてありましたが、予算書を見ると、そういったものに当てはまるの何かと見たときに、ポスターの作成というところかなと思うんですが、ほかに何かこの目的を達成するためにどのような活動されるのかというような具体的なことは聞いておられますか。ただこの会議を開催する、というぐらいにしか見えないのですよ。

<下戸スポーツ推進室長>

ポスターはもちろんですけれども、その大会のときに、SAP体験という交流会もさせていただきまして、市民の方もその体験のほうにも参加いただけるような形をとらせていただいています。

<野木委員>

こういった大会を一度見学させていただいたこともあるのですが、本当に市民に対して何をされているのかあまり分からない。素晴らしい大会なので、もっと具体的に交流が図れるものがあるのではないかと思うのです。せっきくのこういう大会ですし、そして教育委員会にもスポーツ観光といった目的の部分もありますので、何かもったいない感じがします。

<安達生涯学習課長>

そうですね、競技、試合ということがあるので、それはそれとしまして、そこを踏まえての、何かそこに人が集まっていたらいいような企画なども考えていけたらなというふうに思っています。

<野木委員>

目的の最後の2行に、こういった目的がはっきり書かれているので、しつこく質問をさせていただくことになりました。これさえ書いてなかったらすっと流したんでしょうけど。申し訳ありません。

<松本教育長>

この大会に急にということとはなかなか難しいかも知れませんが、ワールドマスターズゲームズに向けてということですので、今後の方向性としても伝えていただければありがたい

と思います。よろしく申し上げます。

そのほか何か御意見、御質問等ありませんか。

それではお諮りをいたします。

議案第38号「SUP2024ジャパンオープン兼JCF日本代表選手選考会の開催に係る共催について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈引野教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る2月、3月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課〉

① 3月学校行事予定について

② 3月保育所・こども園行事予定について

③ 3月生涯学習課行事予定について

④ 京丹後市地域学習副読本【初版】について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありましたらお願いします。

ないようでしたら、以上で第5回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午前10時55分>

[3月臨時会 令和6年3月21日(木) 午後1時30分から]